

「共同生活介護サービス利用契約書」

_____ (以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人つがる三和会が設置している障害福祉グループホーム泉野 (以下「事業所」という。)は、当該サービスを希望する利用者に対して提供する指定共同生活介護サービス (以下「グループホームサービス」という。)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、障害者自立支援法及びその他の関係法令の趣旨にしたがって、事業所が提供するグループホームサービスの内容を明確にし、利用者及び利用者の家族や成年後見人 (以下「成年後見人等」といいます。)は、事業所との双方の理解と合意のもとにグループホームサービスが提供されることを目的とします。

(グループホームサービスの内容)

第2条 事業所は、介護給付費・訓練等給付費対象サービスとして、別紙「重要事項説明書」に定める入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援、健康管理、相談及び援助等を行います。

2 事業所は、利用者に対し朝・夕の食時を提供するものとします。日中グループホームで過ごすときの昼食は1食500円の実費で提供します。尚利用者自身で準備する場合はこの限りではない。

3 事業所は、介護給付費・訓練等給付費対象外サービスとして、予め利用者及び成年後見人等に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び成年後見人等の合意に基づき、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供するものとします。

4 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急上やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の支援費支給決定期間満了日までとします。

2 契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

(個別支援計画)

第4条 事業所は、次の事項をサービス管理責任者に担当させるものとします。

- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及び成年後見人等の意向を踏まえて、グループホームでの支援の目標及び、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだグループホームサービス計画を作成します。
- (2) グループホームサービス計画は、別紙「個別支援計画」に定めるとおりとします。
- (3) 事業所は、グループホームのサービス計画作成後においても、計画の実施状況の把

握を行うとともに、利用者のニーズを見直し、年度毎、もしくは利用者及び成年後見人等の要請に応じてグループホームサービス計画の変更を行ないます。

- (4) 事業所は、グループホームサービス計画を作成又は変更したときは、利用者及び成年後見人等にグループホームサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(入院期間中等の取扱い)

第5条 事業所は、利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合等であつて、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び成年後見人等の希望等を勘案し、退院後再び当事業所に円滑に入所することができるようにします。

(退所時の援助)

第6条 事業所は、契約期間が終了し利用者が退所する際は、利用者及び成年後見人等の希望や利用者の退所後の環境等を考慮し、利用者の円滑な退所の為に必要な援助を行います。

- 2 事業所は、グループホームサービスの提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し、終了の旨を援護実施者（市町村）に連絡します。

(緊急時の援助)

第7条 事業所は、利用者の病状が急変した場合や、その他必要が認められた場合には、速やかに協力医療機関又は利用者及び成年後見人等の指定する医療機関へ診察を依頼します。

- 2 前1項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者及び成年後見人等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(守秘義務)

第8条 事業所は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及び成年後見人等、又その家族等に関する個人情報を保持する義務を負います。

- 2 事業所は、従事者が正当な理由がなく、業務上知り得た利用者や成年後見人等、又その家族等に関する個人情報が在職中、退職後を問わず漏洩することがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、利用者の円滑な支援等を行う為に、他機関との連携を図ることを目的とし必要がある場合には、利用者及び成年後見人等、又その家族等に関する個人情報を提供できるものとします。

(利用料金)

第9条 事業所は、第2条1項に定める介護給付費・訓練等給付費対象サービスに係る国の定める費用のうち、市町村から受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 利用者及び成年後見人等は、第2条1項に定めるサービスに係る費用のうち、市町村から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額を事業所に支払うものとします。
- 3 利用者及び成年後見人等は、第2条2項に定める食事の提供を受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定の食費を事業所に支払うものとします。
- 4 利用者及び成年後見人等は、第2条3項に定めるサービスを受けた際には、別紙「重要事

項説明書」に定める所定のサービス利用料金を事業所に支払うものとします。

- 5 前項の他、利用者及び成年後見人等は、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を負担するものとします。

(利用料金の支払方法等)

第 10 条 利用者及び成年後見人等は、第 9 条に定める利用料金を、別紙「重要事項説明書」にしたがい月毎又は都度に支払います。

- 2 事業所は、利用者及び成年後見人等から利用者負担金等の支払を現金により受けた時は、領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(利用料金の変更等)

第 11 条 第 2 条 1 項に定めるサービスに係る国の定める費用に変更があった場合、事業所は当該利用者負担額を変更することができるものとします。

- 2 第 2 条 2～3 項に定めるサービスについて、社会情勢の変容又は当事業所運営上の理由により、当該サービスの加除及び第 9 条 3～5 項に定める料金を変更できるものとします。尚、変更する 1 ヶ月前までに利用者及び成年後見人等に通知するものとします。

(契約の解約等)

第 12 条 利用者及び成年後見人等は、30 日以上予告期間をおいて文書で事業所に通知することによりこの契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者及び成年後見人等は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業所が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業所が社会通念上の逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者及び成年後見人等に対し、30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 利用者又は成年後見人等が事業者を支払うべきサービスの利用料金を 2 ヶ月以上滞納し、期限を定め再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払に応じない場合。
 - (2) 利用者が医療機関に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後 3 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - (3) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認められた場合。
 - (4) 天災、災害その他やむを得ない事由により当事業所の利用が不可能となった場合。
- 3 利用者が契約期間満了以前に死亡した場合は、その時点をもって契約を終了することができるものとします。

(損害賠償)

第 13 条 事業所は、グループホームサービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町村、

成年後見人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、グループホームサービスの提供時に、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、事業所が外部契約している保険会社等の査定の範囲内において、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第14条 事業所は、利用者に対するグループホームサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

- 2 利用者及び成年後見人等は、当事業所において、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
- 3 利用者及び成年後見人等は、当該利用者に関するサービスの記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては、事業所は利用者及び成年後見人等に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第15条 利用者及び成年後見人等は、事業所が提供したグループホームサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口へ苦情を申し立てることができます。事業所は、苦情が申し立てられたときは速やかに苦情検討委員会により事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について利用者及び成年後見人等に文書で報告します。

- 2 事業所は、利用者及び成年後見人等が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(身元引受人)

第16条 事業所は、利用者及び成年後見人等に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように施設に協力すること。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業所と連携して利用者の状態に応じた適切な受け入れ先確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取りや遺留金品の処理、その他必要な措置を講ずること。

(その他)

第17条 この契約及び別紙「重要事項説明書」に定めのない事項については疑義が生じたときは、障害者自立支援法その他の関係法令に従い、事業所と利用者及び成年後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

第18条 第11条に定める利用料金の変更や第17条による協議の結果等、又その他、本契約書又は別紙「重要事項説明書」に変更の必要性が生じた場合には、変更内容に応じた「変更契約書」又は「変更同意書」を作成し書面により同意を得るものとします。

上記の契約の成立を証するために、下記の者が自署押印の上この契約書1通を作成し、原本を事業所が保管します。また写しを利用者及び成年後見人等に交付します。

尚、利用者が自署にて記名不可能な場合は、成年後見人等を代筆者として理由を明記し、代筆者の氏名を自署した上で、利用者の自署に代えることとします。

令和 年 月 日

利用者 ㊦
住所 _____
氏名 _____ 印

下記の理由により利用者が自署できませんので私が代筆いたしました。

理由 : _____

代筆者氏名 _____ 印

成年後見人等 ㊦
住所 _____
氏名 _____ 印
続柄 _____

身元引受人 ㊦
住所 _____
氏名 _____ 印
続柄 _____

事業所 ㊦ 038-3671
住所 青森県弘前市泉野三丁目12番地1
名称 障害福祉グループホーム泉野 印